

様式第九號ノ二

從業者雇入、就職(所屬移動)認可申請書

〔參照〕
昭和十六年十二月厚生省令第六十四號勞務調整令
施行規則抄錄

第六條第一項及第六項

令第六條但書後段ノ場合トハ左ノ各號ノ一ニ該當
スル場合トス

從業者ノ技能者 能者、國民修了者 又ハ一般青壯年ノ區別	從業者ノ現在狀況 現在使用ノ場所 及名稱	從業者ノ移動後ニ於ケル狀況 移動後ノ使用場所 及名稱	從業者 所屬移動 ノ理由 ノ理 由
男	年月日生	男	年月日生
女	年月日生	女	年月日生
男	年月日生	男	年月日生
女	年月日生	女	年月日生
男	年月日生	男	年月日生
女	年月日生	女	年月日生
男	年月日生	男	年月日生
女	年月日生	女	年月日生

第一項第五號ノ認可ノ申請ハ様式第五號ニ依リ之ヲ爲スペシ

南洋群島勞務手帳令の公布

南洋群島勞務手帳令は昭和十七年四月八日付官報を以て公布を見たが、之を掲ぐれば次の如くである。

南洋群島勞務手帳令 (昭和十七年四月七日)
(勅令第三百九十六號)

第一條 南洋群島勞務手帳ニ關シテハ國民勞務手帳

- (記載心得)
 一、本申請書ノ用紙ノ大きさハ折上り國定規格下記 (182mm × 257mm)トスルコト
 二、本申請書ハ事業主ガ其ノ雇用者、労働者、事業場其ノ他ノ使用ノ場所間ニ所屬ノ移動ヲ行ハントスル場合ニ限ルモノナルコト
 三、本申請書ハ當該ノ技能者、國民學校修了者又ハ一般青壯年タル從業者ニ付使用ノ場所間ニ所屬ノ移動ヲ決定スル場所ノ所在地ノ所轄國民
 種業指導所長宛提出スルコト
 四、「事業ノ種類」欄ニハ例へば金屬鑄造業、鐵道業、銀行業等ノ如ク具體的ニ記載スルコト
 五、「從事スル(從事セシメントスル)業務ノ種類」欄ニハ其ノ職業名ヲ例へば鑄造技術者、機械技術員、化學技術員、會計係事務員、預金係事務員等ノ如ク具體的ニ記載スルコト
 六、「所屬移動ノ理由」欄ニハ其ノ特殊事情アルトキハ特ニ之ヲ具體的詳細ニ記載スルコト

昭和年月日

國民職業指導所長宛

- 第一條 南洋群島勞務手帳ニ關シテハ國民勞務手帳法、國民勞務手帳法施行令及昭和十六年勅令第七百五號ニ依ル但シ國民勞務手帳法第十五條ノ規定及同法中國國勞務手帳審查會ニ關スル規定並ニ國民勞務手帳法施行令第二條第十四號及第十六條第三項ノ規定及同定ハ此ノ限ニ在ラズ
 第二條 國民勞務手帳法、國民勞務手帳法施行令及昭和十六年勅令第七百五號中厚生大臣トアリ又ハ地方長官トアルハ南洋廳長官、國民職業指導所長トアル

ハ南洋廳支廳長、國、道府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノトアルハ國及南洋群島地方費、工場法トアルハ工場取締規則、國民勞務手帳トアルハ南洋群島勞務手帳トス

附 則

本令ハ昭和十七年五月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第一條ニ於テ依ルコトヲ定メタル國民勞務手帳法第二條ノ規定實施ノ爲ニ豫メ必要ナル範圍内ニ於テハ同年四月十五日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十七年四月三十日迄ニ從業者又ハ官廳從業者タルニ至リタル者ニシテ引續キ同年五月一日以後從業者又ハ官廳從業者タラントスルモノハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ使用者(使用者二以上アルトキハ主タル使用者)又ハ事業官廳ヲ經由シ、就業地又ハ事業官廳ノ所在地ヲ管轄スル南洋廳支廳長ニ南洋群島勞務手帳ノ交付ヲ申請スベシ

前項ノ申請ニ基キ南洋群島勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者其ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ昭和十七年四月三十日迄

中改正法律についてには本誌前號本欄所載の如くであるが、その一部施行期日に關する勅令は昭和十七年四月二十八日付官報を以て左の如く公布せられた。

國民健康保險法中改正法律の一一部施行 (昭和一七年四月二一日情報局發表)

期日の件公布

國民健康保險法中改正法律の一一部

施行期日ノ件 (昭和十七年四月二十七日勅令第405号)

昭和十七年法律第三十九號ハ第十九條ノ二乃至第十九條ノ五ノ規定並ニ第三十二條、第四十二條、第四十六條及第四十九條ノ改正規定ヲ除クノ外昭和十七年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

小賣業の整備に關する件

政府は過般の閣議に於て産業の再編成に伴ふ中小商工業者の整理統合並に職業轉換の促進に關して其の大綱を決定し爾來企畫院を中心とし關係省間に之が具體の方途を考究中なりし處本日の閣議に於て小賣業整備の方針を決定した。其の要旨は次の如くである。

一、整理統合に當りては小賣業者としての個人企業態を存置するものとす但し特別の事由に因り之に依り難き場合は其他の方法に依り之を行ふこと

二、整理統合に當りては取扱の實績に拘泥せず轉換の難易、店舗の位置分布、企業の經營規模等を考慮すると共に消費者の便益を充分に勘案すること

三、小賣業と同種の事業を行ふ産業組合其他の農林水產團體及百貨店等との間に大々必要に應じ適切なる事業分野の調整を行ふこと

四、食料品等の日用生活必需品に付ては買出し又は配達の便宜、消費者數及其の分布狀況、需給數量等を

リ申告シ居ル要申告者タル者(同令第二條第六號ニ該當スル者ヲ除ク)ニ付當該變更ニ關シ同令第四條第二項又ハ第六條ノ規定ニ依ル申告アリタルトキハ此ノ限り在ラズ

前項ノ報告ハ南洋群島勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ガ

從業者タル場合ニ在リテハ南洋群島勞務手帳ヲ保管スル使用者ヲ經由シテ、官廳從業者タル場合ニ在リテハ事業官廳ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ

〔參照〕

昭和十六年六月十四日勅令第七百五號ハ國民勞務手帳法及國民勞務手帳法施行令ノ國ノ事業ニ關スル特例ノ件ナリ

從業者タル場合ニ在リテハ南洋群島勞務手帳ヲ保管スル使用者ヲ經由シテ、官廳從業者タル場合ニ在リテハ事業官廳ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ

藏五省次官の連名を以て各地方長官宛通牒を發した。人口配分問題の一部として人口問題上も關心を惹く所渺くないが、右政府發表並に通牒要綱を掲ぐれば以下の如くである。